

# 取引資格取得要件の見直しに伴う取引参加者規程等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

1. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
3. 取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表	4
4. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	5

## 取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 取引資格の取得申請者が第33条に定めるところにより取引参加権の譲渡又は合併若しくは分割による取引参加権の承継を受けて取引資格を取得する場合においては、第1項の規定にかかわらず、入会金の納入を要しない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>(取引資格の喪失の際の手続)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第4項に規定する信認金及び取引参加者保証金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金及び取引参加者保証金の返還を請求することができない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(取引資格の喪失の際の手続)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず、取引参加者は、第5条第5項に規定する信認金及び取引参加者保証金の充当を行った場合は、取引資格の喪失による信認金及び取引参加者保証金の返還を請求することができない。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(取引参加権の譲渡等)</u></p> <p><u>第33条 取引参加権は、取引資格の喪失を申請した取引参加者（リモート取引参加者を除く。）が取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として取引資格を取得する者（取引所取引許可業者を除く。）に対してのみ、これを譲り渡すことができる。</u></p> <p><u>2 前項の譲渡は、この章及び第2章に定める手続に従い、取引資格の喪失及び取得について当取引所の承認を受けなければ、その効力を生じない。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、合併又は分割による取引</u></p>



取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の喪失申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 当取引所に取引資格の喪失の申請を行う特定破綻取引参加者(規程<u>第43条の5</u>に規定する特定破綻取引参加者をいう。)については、前項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。</p> <p>(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請)</p> <p>第14条の2 規程<u>第33条</u>第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年6月1日から施行する。</p>	<p>(取引資格の喪失申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 取引参加権の譲渡に関する契約書等の写し(取引参加権の譲渡又は合併若しくは分割による取引参加権の承継を行う場合に限る。)</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 当取引所に取引資格の喪失の申請を行う特定破綻取引参加者(規程<u>第43条の6</u>に規定する特定破綻取引参加者をいう。)については、前項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。</p> <p>(取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請)</p> <p>第14条の2 規程<u>第33条の2</u>第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

取引資格の取得審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該取引資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として<u>事業の継続性</u>が見込まれること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年6月1日から施行する。</p>	<p>取引参加者規程第4条第2項の審査は、取引資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該取引資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、取引参加者として<u>安定した収益力</u>が見込まれること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(3) (略)</p>

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条、第11条の2及び第13条第1項の規定に基づき、入会金、取引参加料金、取消料及び取引参加者保証金等の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(入会金)</p> <p>第2条 取引参加者規程第5条第2項に規定する入会金の額は、<u>800万円</u>とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年6月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条、第11条の2、<u>第13条第1項及び第33条の2第4項</u>の規定に基づき、入会金、取引参加料金、取消料及び取引参加者保証金等の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(入会金)</p> <p>第2条 取引参加者規程第5条第2項に規定する入会金の額は、<u>1億円</u>（取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合は<u>1,000万円</u>）とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</p> <p><u>2 取引参加者規程第33条の2第4項に規定する金銭の額は、前項に規定する入会金の額から、取引資格を取得した際に当取引所に納入した入会金の額を控除した額とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。</u></p>